東濃信用金庫

インボイス制度への当金庫の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。 東濃信用金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

登録番号	T7200005008326
名称	東濃信用金庫
本店所在地	岐阜県多治見市本町2丁目5番地の1

当金庫に対してお客さまがお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫が交付するインボイスにより消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫の主なインボイス制度対応を下記のとおりご案内しますのでご確認をお願いいたします。

記

<当金庫が発行するインボイス (適格請求書) >

営業店窓口、インターネットバンキング、口座振替等でお支払いいただく各種手数料について、「インボイス管理票」を、お客さまのご請求に応じて発行いたします。

当金庫とお取引がないお客さまが窓口でタブレットを使用してお支払いいただく 各種手数料については、「お取引明細票」または「領収書」を発行いたします。

<ATMでのお取引について>

ATMでのお取引において発生する手数料は、原則として 3 万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3 万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機特例)」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入控除を受けることが可能となります。従いまして、ATMから出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

<当金庫に対するインボイスのご提出について>

当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金(対価)をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応、その他各種手続きなどにつきましてご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

地元と共にあり、共に栄える 東濃信用金庫

以上